

# 令和4年度 放課後児童クラブ利用のご案内



みやこ町役場 子育て・健康支援課  
子ども未来係

〒824-0892

福岡県京都郡みやこ町勝山上田 960 番地  
TEL 0930-32-2725 内線 141,142

## 【放課後児童クラブとは】

児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が就労や病気等により、家庭で保育できない子どもたちに対して、下校後等に適切な遊びや生活の場を提供して、健全に充実した生活ができるように設置されています。

## 【入所要件】

放課後児童クラブの利用対象はみやこ町内の小学校に通う1年生～6年生の児童です。

※児童の保護者のかたが、次の①～⑦いずれかの要件を満たし、かつ、下校後に家庭で児童を保育できない場合に限り入所できます。

- |   |
|---|
| ① 家庭外労働・・・昼間の大半を自宅外の労働に費やしていること。                              |
| ② 家庭内労働・・・自営業または内職に従事していること。                                  |
| ③ 出産・病気・・・出産予定月の前後各2カ月の期間、または負傷・病気の状態にあること。                   |
| ④ 看護・介護・・・疾病または障害等により同居親族を常時看護・介護をしていること。                     |
| ⑤ 災害の復旧・・・震災・風水害・火災等に被災し、復旧にあたっていること。                         |
| ⑥ 行方不明・拘禁・・・行方不明または拘禁等の状態であること                                |
| ⑦ その他・・・求職中(有効期間90日)、就学中等であること。または①～⑥に類する状態であると町長が認める状態であること。 |

※春休み、夏休み、冬休み等の長期休暇のみ利用するための入所申込みは受け付けられません。

※保護者負担金の滞納があると入所できない場合があります。

## 【開設場所】

児童クラブ名	住所・電話番号	時間	定員
豊津児童クラブ	豊津 2174 番地 1	(月～金) 放課後～19:00	80名
	TEL 33-5770	(土) 7:30～19:00	
みやこ町特学児童クラブ <sup>注</sup>	豊津 2174 番地 1	(月～金) 放課後～19:00	10名
	TEL 33-5770	(土) 7:30～19:00	
犀川児童クラブ	犀川本庄 442 番地 (認定こども園Cuddle敷地内)	(月～金) 放課後～19:00	80名
	TEL 42-2611	(土) 7:30～19:00	
城井こども園あいあう児童クラブ	犀川木井馬場 1996	(月～金) 放課後～18:00	10名
	TEL 42-0330	(土) 8:00～18:00	
勝山児童クラブ	勝山大久保 3224 番地 1	(月～金) 放課後～19:00	40名
	TEL 32-4775	(土) 7:30～19:00	
太陽の森児童クラブ	勝山黒田 849 番地	(月～金) 放課後～19:00	40名
	TEL 32-2176	(土) 7:30～19:00	
第二太陽の森児童クラブ	勝山黒田 851 番地 2	(月～金) 放課後～19:00	80名
	TEL 32-2176	(土) 7:30～19:00	

※下記の期間は休所しています。

(1) 日曜日 (2) 国民の祝日 (3) 8月13日～8月15日 (4) 12月29日～1月3日

※時間内の利用を厳守してください。

注：原則として、特別支援学級に通う児童が対象です。

## 【入所申込みの流れ】

○児童クラブの入所は、『4月1日入所』とそれ以降の『年度途中入所』に分けられます。

### ◆令和4年度4月1日入所の申込み

#### 児童クラブの見学

新規に入所を希望するかたは、事前に希望する児童クラブに連絡をし、お子さんと一緒に見学に行ってください。

※前年度も利用している場合は、見学の必要はありません。

#### 入所書類の提出

##### 提出期間

令和4年1月14日～2月18日

提出場所・みやこ町役場  
子育て・健康支援課  
・入所を希望する児童クラブ

提出期間を過ぎた場合4月1日から入所できないことがあります。

### ◆年度途中入所の申込み

#### 入所書類の提出

##### 提出締切日

入所希望月の前月の20日まで

提出場所・みやこ町役場  
子育て・健康支援課

利用開始日は 毎月1日 からです

(例) 10月1日から利用する場合  
⇒9月20日までに書類提出

#### 入所書類審査・選考

申請書類の内容等について電話などで確認させていただくことがあります。

#### 入所書類審査結果の送付

書類審査・選考の結果、利用決定または却下の通知を送付します。

児童クラブ入所・利用開始

入所要件に該当している場合でも、各放課後児童クラブの空き状況やその他の事情により、受け入れができない場合があります。また、提出書類に不足がありますと、入所手続きが遅れますので、必要な書類を必ず揃えて入所申込みをしてください。

## 【入所書類について】

### 必要な書類

- ①利用申請書      ②勤務等証明書      ③保護者の状況により必要な添付書類  
④お子さまの状況により必要な添付書類

- ①利用申請書・・・お子さま一人につき1枚必要です。書き間違い、記入漏れがないようにお願いします。必ずしも第一希望の児童クラブに入所できるとは限りません。  
②勤務等証明書・・・お子さまを保育できないことの証明および入所選考の資料になります。保護者のかたは必ず提出してください。  
③保護者の状況により必要な添付書類・・・母子手帳の写し、診断書など勤務等証明書に添付する必要な書類を提出してください。

必要な書類 保護者の状況	①	②	②の署名押印			③				
	利用申請書	勤務等証明書	事業所の証明	民生委員児童委員 または区長の証明	求職活動支援機関 等利用証明	母子手帳の写し	療育手帳の写し 又は 身体障害者手帳の写し	診断書	在学証明書 又は 学生証の写し	その他証明書
勤務中・勤務予定	○	○	○							
休職中	○	○	○			○		○	内容に応じて母子手帳または医師の診断書を添付してください。	
自営業	○	○		○					営業許可通知書、チラシ等客観的に判断できるものの添付をお願いすることがあります。	
内職	○	○	○						事業所の証明が難しければ、業務契約書等の写しを添付してください。	
農林業	○	○		○						
求職中	○	○			○					
出産予定	○	○				○		○		
疾病・障害	○	○					○	○		
就学中・就学予定	○	○							○	
親族の看護、介護	○	○					○	○		
その他	○	○								内容によって添付書類が異なる場合がありますのでご相談ください。

※事業所の証明、区長・民生委員児童委員の証明は勤務等証明書に必ず署名捺印してもらってください。

#### ④お子さまの状況により必要な添付書類

- ・区域外就学のお子さまの場合・・・居住地の住民票謄本
  - ・特別支援学級に在学するお子さまの場合・・・特別支援学級在学証明書  
(※就学予定のかたは在学後に提出をお願いします)
  - ・障害のあるお子さまの場合・・・身体障害者手帳、療育手帳の写しなど
- ※状況により、上記の他に添付書類を求める場合があります。

◎利用申請書記入方法・・・太枠内のみ記入してください。

※申請書裏面に記入例を記載していますので、ご参照ください。

放課後児童クラブ利用申請書

みよこ町長 園

〒424-0872 京都府みやこ町 福山支所960番地 コーポみよこ207号

保護者 氏名 京都 太郎 住所 京都府みやこ町 福山支所960番地 コーポみよこ207号

利用する児童の保護者について、ご記入ください。緊急時にご連絡する場合がありますので、連絡がつく電話番号を必ずご記入ください。

児童の氏名 京都 太郎 性別 男 生年月日 令和4年4月4日

希望する児童クラブについてご記入ください。

児童番号	氏名	性別	生年月日	年齢	希望する児童クラブ	理由
1	京都 太郎	男	2022.04.04	4歳	みよこ町児童クラブ	
2	京都 花子	女	2022.03.07	3歳	〇〇スイム	
3	京都 次郎	男	1989.04.30	17歳	みよこ高等学校	
4	京都 花子	女	1994.12.21	10歳	みよこ小学校 4年生	
5	京都 三郎	男	1994.04.04	6歳	みよこ小学校 1年生	
6	福岡 一郎	男	2004.09.10	6歳	専業	
7	福岡 アキ	女	2004.09.12	6歳	専業	

児童を児童クラブに入所させる理由として該当するものにチェックしてください。

利用する児童の保護者について、ご記入ください。緊急時にご連絡する場合がありますので、連絡がつく電話番号を必ずご記入ください。

令和4年4月1日時点での年齢を記入してください。

入所を希望する児童クラブについてご記入ください。

児童を児童クラブに入所させる理由として該当するものにチェックしてください。

◎勤務等証明書記入方法

※保護者のかたは必ず提出してください。

【表面】就労中・就労予定のかたは表面の記入のみです。

みよこ町放課後児童クラブ 勤務等証明書

放課後児童クラブ利用申請書と一緒に提出してください。

児童クラブ名 児童クラブ

児童名

保護者氏名(証明を受ける者の氏名)

就労者と児童の続柄 父 母 祖父 祖母 その他( )

就労先への通勤時間 片道 時間 分 (児童の送迎を含みます)

◆仕事をしている人

就労者(就労予定者)氏名

所在地 (勤務の勤務地の証明書類の所在地と異なる場合はここに記入してください)

名称 電話番号

就労年月日 昭和・平成 年 月 日から就労(就労予定)

雇用形態 正規 臨時 パート・アルバイト 派遣 自営 内職 農林業 その他( )

職務内容 (勤務のかたは自営業のかたは仕事内容、内職のかたは一日あたり単価・1時間あたりの出来高、農林業のかたは田舎等の区画・主要作物などを記入してください)

就労日数・時間 週・月 日 ※不規則勤務は週末は月の平均勤務を記入してください

一日就労時間 時間 分 一ヶ月平均就労日数 日

勤務時間 午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで

定休日 月 火 水 木 金 土 日 不定休( )

産前産後休暇期間 出産日(出産予定日) 平成 年 月 日

平成 年 月 日から 平成 年 月 日

※母子手帳のコピーまたは産科の診断書の写しを添付してください

休職中 疾病 事故 その他( )

平成 年 月 日から 平成 年 月 日

※医師の診断書のコピーを添付してください

上記の事項について事実と相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

所在地

事業所名

代表者名 電話番号

記入・証明担当者名(駐在員・民生委員)

・代表者(証明者)は証明事業主となりますが、就労先において、就労者の勤務内容を証明できる職員のある方で結構です。

・自営業・内職・農林業のかたは、お住まいの地域の駐在員・民生委員のかたに証明してもらってください。

・自営業のかたについては、多様な労働形態に就いているかたは労働形態を具体的に記入してください。

・内職に就いているかたは、事業所の証明が難しい場合は、業務契約書の写しを添付してください。

・証明内容について不明な点は、担当者が就労先に電話等で確認する場合があります。あらかじめご了承ください。

保育の必要量の判定に必要です。必ず記入してください。

当てはまるものにチェックまたは記入してください。

主な勤務時間・勤務形態等について、記入してください。

産休・病休のかたは職務復帰されるときに改めて勤務等証明書の提出が必要です。なお休暇期間が当初の申立てより長引きそうな場合は、改めて診断書の提出が必要です。

内職のかたは事業所の証明、自営業・農林業に従事の方は民生委員児童委員および区長の署名捺印をお願いいたします。内職のかたは、事業所の証明が難しい場合は、業務契約書等の写しを添付してください。

【裏面】就労以外の理由のかたは、裏面の記入、必要書類の添付をお願いします

◆就労以外の理由の方

該当する項目に○で囲んでください。	左記の内容について、状況を記入してください。
①妊娠・出産 ②病気・障害 ③介護・看護 ④就学・職業訓練 ⑤求職活動 ⑥その他	
添付した書類の種類にチェックを入れてください。	<input type="checkbox"/> 母子手帳 <input type="checkbox"/> 診断書 <input type="checkbox"/> 身障者手帳 <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 在学証明書 <input type="checkbox"/> 合格通知書 <input type="checkbox"/> 学生証 <input type="checkbox"/> その他証明書( )
②病気・障害 ③介護・看護 ④就学・職業訓練の方は、通院・入院期間、在学期間・時間、在学日数などを記入してください。	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 月・週 回 時 分 ~ 時 分
上記の事項について事実と相違ないことを申し立てます。 平成 年 月 日	氏名

内容について記入してください。添付書類にチェックを入れて提出してください。

求職活動中の方は、下の該当する欄に証明してもらってください。それ以外の求職活動を行っている人は誓約書（別紙）に記入して、この用紙と一緒に提出してください。

公共職業安定所を利用している人

(求職活動支援機関名) 求職活動支援機関等利用証明書

求職活動支援機関等の利用状況について、みやこ町放課後児童クラブ利用申込みに係る資料として、みやこ町に提出するため証明願います。

上記について相違ないことを証明する。  
平成 年 月 日

機関等の名称

所在地 電話番号

署名捺印をお願いいたします。

採用選考を受けた人

(採用選考を行った事業所名) 採用選考証明書

私は、平成 年 月 日に御社において、採用選考（面接）を受けました。みやこ町放課後児童クラブ利用申込みに係る資料として、みやこ町に提出するため、証明願います。

上記について相違ないことを証明する。  
平成 年 月 日

機関等の名称

所在地 電話番号

求職活動中のかたで、いずれかに該当する場合は、証明をしてもらってください。それ以外の求職活動を行っているかたは、別紙の誓約書の提出が必要です。

・証明内容について不明な点は、担当者が申立てた人に電話等で確認する場合があります。あらかじめご了承ください。

◎保育料減免申請書記入方法

様式第4号(第16条関係)

放課後児童クラブ保育料減免関係(発生・変更・消滅)届

入所児童	クラブ名	児童クラブ	氏名	性別	生年月日	年 月 日	保護者氏名
------	------	-------	----	----	------	-------	-------

届出内容 発生・変更・消滅

①発生・変更の理由(○で囲んでください)  
 (1)生活保護法の規程による被保護児童  
 (2)母子家庭及び父子家庭(※)  
 (※)母子及び寡母福祉法(昭和39年法律第129号)に規定する配偶者のない女子で親に児童を扶養しているもの世帯及びこれに準ずる父子家庭の世帯  
 (3)その他(具体的に )

注:(1)~(3)の事由が確認できる書類を添付してください。

②消滅の理由(内容を詳しく記載してください。)

上記のとおり、放課後児童クラブ保育料の減免(発生・変更・消滅)について届け出ます。  
平成 年 月 日  
みやこ町長 様

住所  
申請者 氏名

利用する児童および保護者について、ご記入ください。

減免申請の理由に○をつけてください。

●減免申請書には、その要件を確認できる書類の添付が必要です。

確認書類  
 (1)生活保護世帯…診療依頼証の写し等  
 (2)ひとり親世帯…児童扶養手当証書の写し、ひとり親医療証の写し、戸籍など  
 (3)市町村民税非課税世帯…非課税証明書(原本)



## 【保護者負担金】

次の(1)(2)(3)の負担金の合計金額を児童1人につき納めて頂きます。

### (1) 保育料

月額 3,000 円

#### \*複数の児童が同時に利用される場合

ア)同一世帯から2人以上の児童が入所している場合は、2人目以降の保育料は下表の額となります。

・2人目	1,500 円
・3人目以降	0 円

#### \*保育料減免について\*

イ)以下の要件に該当するかたは、保育料減免申請書に添付書類を揃えて申請することにより保育料が減免される場合があります。減免の適用は、申請した月の翌月分からとなります。

要件	減免額	添付書類
生活保護世帯	全額免除	診療依頼証の写しなど
ひとり親家庭	半額免除	戸籍、児童扶養手当証書の写し、ひとり親医療証の写しなど
市町村民税非課税世帯	半額免除	非課税証明書(原本)

※生活保護を受給されているかたは、収入認定の際に、就労収入から放課後児童クラブの保育料が必要経費として控除されます。詳しくは福祉事務所の地区担当員にお尋ねください。

※市町村民税非課税世帯の減免は、4月～8月分までは前年度の市町村民税を、9月～翌年3月分までは現年度の市町村民税を基に決定します。

### (2) おやつ代

月額 2,000 円

### (3) 傷害保険料

月額 150 円

## 【保護者負担金以外の実費負担】

各児童クラブでは、それぞれ特色のある行事(遠足・プール・社会見学など)を開催する場合があります。その際、行事にかかる費用を別途負担いただく場合があります。

## 【利用を中止する場合】

町外への引越しや保護者の退職などで利用を中止する場合、または児童の病気などで長期間利用しない場合は必ず、利用中止月の前月の20日までに利用中止届を役場に提出してください。届出がない場合は、退所の手続きができないため、翌月児童クラブに通わなくても、月額の負担金を請求する場合があります。

(例)11月から利用を中止する(10月末で退所する)場合

→10月20日までに届出を提出

